

**インドネシア**  
**知的財産権行政プロジェクト形成基礎調査**  
**報告書**

平成16年3月  
(2004年)

独立行政法人国際協力機構  
鉱工業開発調査部

鉱調工

JR

04-106

## 目次

### 本編

I.	案件の背景等	1
II.	調査団員および調査日程	1
III.	プロジェクト形成基礎調査の目的	2
IV.	先方実施機関およびインドネシア知的財産権行政	2
V.	知的財産権総局（DGIPR）における IT 化の現状	8
VI.	今回協議結果	13
VII.	調査団所管	14
VIII.	そのほか留意事項	15
IX.	今後の予定	16

### 議事録

JICA 事務所	17
知的財産権総局	17
国家開発企画庁	19
日本大使館	19
プロジェクト形成基礎調査団ミニッツ	21

入手資料	33
------	----

## 本編

## I. 案件の背景等

知的財産権の保護については、各国の国内法に委ねられることが原則であり、各国は自国の産業発展状況に即した知的財産権制度を採用してきた。しかしながら、近年の経済のグローバル化、技術開発の活発化等、国際的な貿易環境の変化に伴い、各国間の知的財産権制度、保護レベルの共通化を望む声が増大している。このような状況の中で、TRIPS 協定を含む WTO 協定は 1995 年 1 月 1 日に発効し、途上国においては 2000 年より履行義務が発生しているところである。上記に鑑み、インドネシアにおいては、国際水準に見合った知的所有権の保護を実現するため、法律の制定・改正、条約への加盟等、制度面の改善が図られ、2002 年に日本が実施した WTO キャパシティビルディング協力を受け、インドネシア政府は、法務人権省知的財産権総局の呼びかけの下、税関・警察・検事総局・裁判所等関連する機関をとりまとめた、知的財産権保護のための省庁横断的な委員会を設置するなど、制度の執行面についても努力を開始したところである。

他方、上記の執行を下支えするための知的財産権の申請受付・審査・登録・情報提供に係るサービスについては、従来その処理が手作業で行われ、印刷物による情報公開もごく限られた範囲でサービスが提供されていたが、このような状況を改善するために、知的財産権行政サービスに係るシステム開発が検討され、1998 年に日本を含むドナーに対して協力の要請が行われた。この要請の一部である各種知的財産権の出願受付・審査・登録に係る事務処理システムが世界銀行による支援の下、2003 年 9 月までに開発された。今般、インドネシア政府は知的財産権情報の公開など、世界銀行の協力でカバーされていない部分について、日本に対して要請を行うべく検討している最中である。

## II. 調査団員および調査日程

### a. 調査団員

(1) 総括	JICA 工業開発調査課	課長代理	片山裕之
(2) 特許行政	特許庁国際課地域政策室	室長	服部和男
(3) 特許システム	特許庁情報システム課	課長補佐	壬生吉秋
(4) 技術協力行政	経済産業省技術協力課	係長	坪川薫
(5) 調査企画	JICA 工業開発調査課	職員	上野修平

## b. 調査日程

		特許システム団員	他団員
2月15日	日	成田→ジャカルタ	
2月16日	月	JICA 事務所、DGIPR	
2月17日	火	DGIPR	
2月18日	水	DGIPR	
2月19日	木	DGIPR	
2月20日	金	DGIPR	
2月21日	土	データ等整理	
2月22日	日	同上	成田→ジャカルタ
2月23日	月	団内打ち合わせ	
2月24日	火	(午前) JICA 事務所 (午後) DGIPR	
2月25日	水	DGIPR と協議	
2月26日	木	協議議事録 (ミニッツ) 署名	
2月27日	金	BAPPENAS 報告、大使館報告、JICA 報告 (夜) ジャカルタ発	
2月28日	土	成田着	

## III. プロジェクト形成基礎調査の目的

法務人権省知的財産権総局 (DGIPR) より現在正式要請手続き中にある開発調査では、知的財産権に係る電子図書館を中心とするシステム開発、一般への情報提供など知的財産権行政サービスを IT 化するためのシステム構築及び人材育成が要望されている。この要望については、システムの面では、必ずしも技術協力の範囲とすることが容易ではない高コストな通信インフラの整備が謳われていることや、人材育成の面では大学における知財活用ビジネスの展開など知的財産権総局の職員を直接の主体者とししない内容も含まれている等、現在の要請内容では実施が困難なものが盛り込まれていることから、先方の真意を探り、日本側として協力可能な内容を合意することが目的であった。

## IV. 先方実施機関およびインドネシア知的財産権行政

法務人権省知的財産権総局 (Ministry of Justice and Human Rights, Directorate General of Intellectual Property Rights, DGIPR)

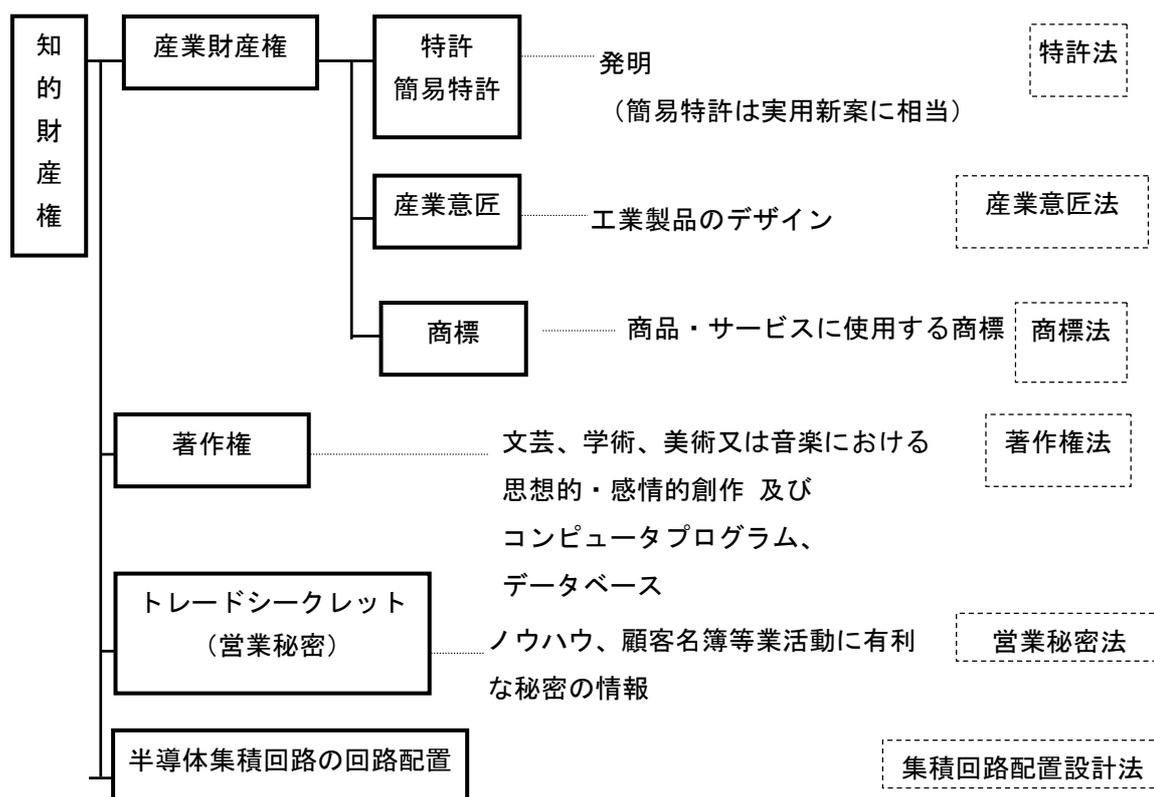
所在地は、ジャカルタ市内から約30km離れたバンテン州タンゲラン市にある。  
 (Jalan Daan Mogot, Km 24, Tangerang 15119 Banten, INDONESIA)

所管する分野は、特許、商標、産業意匠、著作権、集積回路配置設計、営業秘密の6分野である。

日本の実用新案に相当する簡易特許は、特許法の中で保護されている。商標の保護対象は、商標、サービスマークのほか、地理的表示および原産地表示も含まれる。著作権は、芸術、文学等の著作物のほか、コンピュータプログラム、実演家等の録画、複製等の著作隣接権も保護の対象としている。

なお、知的財産権の保護対象およびその根拠となる法律の関係は、以下の図のとおりである。

- インドネシアにおける知的財産権保護の体系



(a) DGIPRR の組織

DGIPRRは、7部局に436人の職員(2004.2現在)で構成されている。

総務局は、官房の役割をしており、総務、人事、財務、営繕等を担当する5部に分かれ、85名の職員で構成されている。

特許局は、特許申請の受付、方式審査、公報発行、実体審査、登録、権利移転、発送までを担当し、6課、120名の職員で構成されている。そのうち特許審査官は、65名である。

商標局も特許局同様、商標申請の受付、方式審査、公報発行、実体審査、登録、権利移転、発送までを担当し、5課、127名の職員で構成されている。そのうち商標審査官は、42名である。

著作権・産業意匠局は、著作権、産業意匠のほか集積回路設計図、営業秘密に関する申請の受付、方式審査、公報発行、実体審査、登録、権利移転、発送までを担当し、5課、55名の職員で構成されている。そのうち意匠審査官は、12名である。

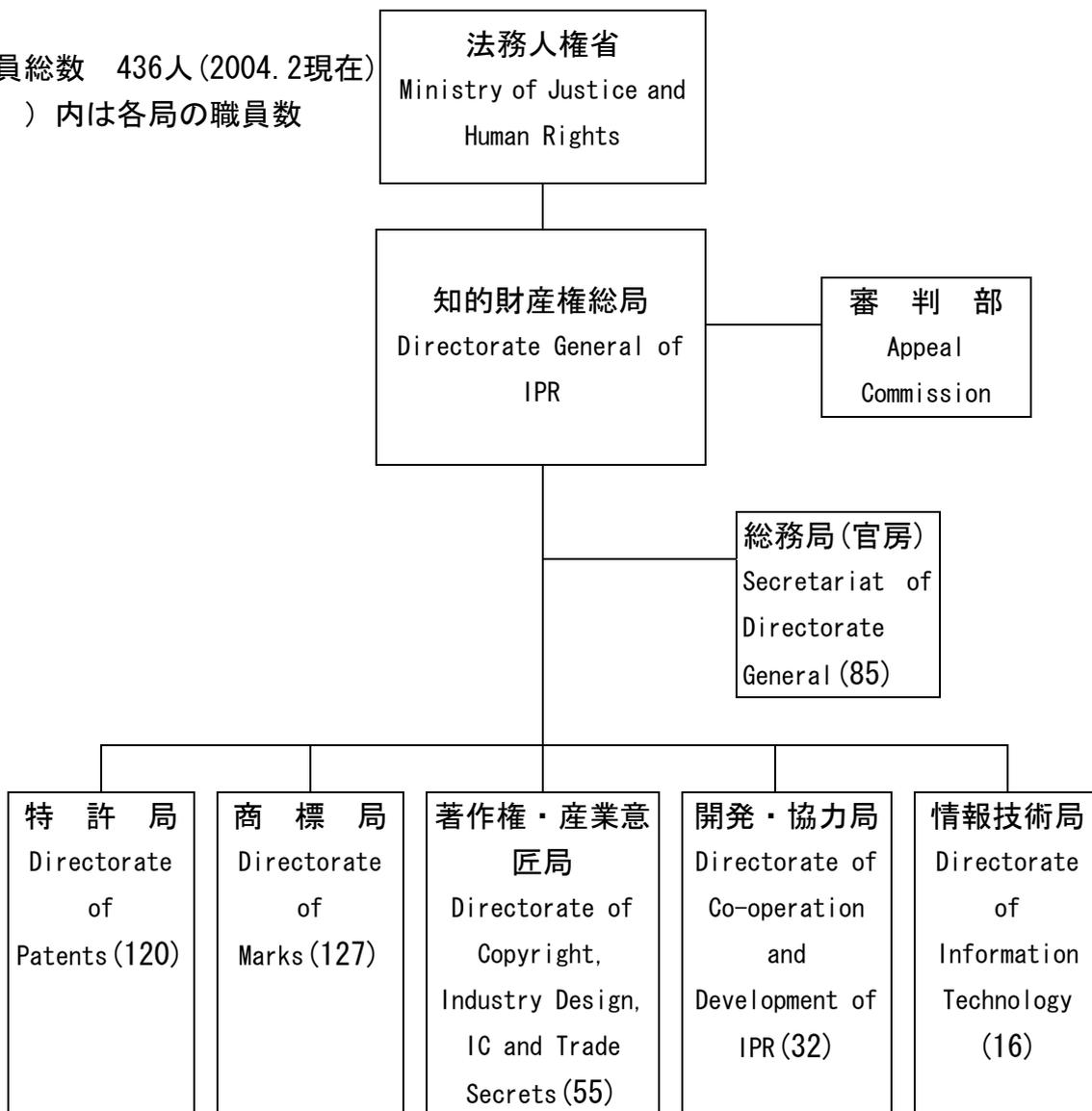
協力・開発局は、国内・国際協力、研修、広報、資料・図書を担当し、4課、32名で構成されている。

情報技術局は、コンピュータシステム開発、運用、機材管理等を担当し、4課、16名で構成されている。

審判部は、特許、商標それぞれ11名の審判官が審査官併任および外部の委員により構成されている。3人合議制で定期的に関廷している(特許は月一回、商標は毎週)。

### DGIPRR組織図

職員総数 436人(2004.2現在)  
 ( ) 内は各局の職員数



## (b) 予算執行額

(単位：百万 Rp)

年度	プロジェクト	一 般	合 計
1995/96	491	2,471	2,962
1996/97	1,879	2,900	4,779
1997/98	360	3,721	4,081
1998/99	1,060	4,158	5,218
1999/00	5,651	4,971	10,622
2000	1,770	4,455	6,225
2001	8,085	7,462	15,547
2002	12,823	7,051	19,874
2003	4,699	8,512	13,211
2004	5,899	7,606	13,505

- 1) 2004年度の情報システム運用予算は、224百万Rp（機材費94百万Rp、インターネット等通信回線費130百万Rp）である。
- 2) 2004年度は予算額である。
- 3) 会計年度は、1月から12月。ただし、1999年度までは、4月から翌年3月。2000年度は変則予算で、4月から12月まで。

## (c) 出願件数

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
特許	2,936	3,890	3,926	3,843	3,300
簡易特許	187	251	221	205	192
商標	17,783	31,675	28,425	30,004	36,340
産業意匠	—	—	1,403	2,868	3,154
著作権	698	1,049	1,535	1,898	2,098

- 1) 2001年産業意匠出願は、2001年6月14日以降の出願件数である。
- 2) 2003年の特許出願において、約9.4%が国内出願、他はPCT出願を含む外国からの出願である。外国からの出願のうち上位10ヶ国は、アメリカ、日本、ドイツ、オランダ、英国、フランス、スイス、韓国、台湾、オーストラリアである。また、商標出願の77.9%は国内出願となっている。
- 3) 営業秘密の出願は、2002年に1件、半導体集積回路の出願実績はない。
- 4) 商標出願件数には、更新出願は含まれていない。
- 5) 上記出願件数のうち地方局で受付けた件数は、以下のとおり。

	2001年	2002年	2003年
特許	7	14	2
商標	223	327	372
著作権	60	116	不明

注)上記件数は、本調査によるものであり、年報の件数とは多少誤差がある。

(d) 登録件数

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
特許	1,274	1,053	1,334	2,492	2,844
簡易特許	27	21	64	65	67
商標	15,002	22,098	35,878	23,356	35,353
産業意匠	—	—	—	1,704	1,054
著作権	692	618	不明	不明	不明

1)2001年以降の著作権登録件数は、調査したが不明であった。

(e) 特許代理人（IP コンサルタント）制度

インドネシアの特許代理人制度は、政府規則第 33/1991 号「特許代理人に関する政府規則」で定められた次の要件を満たす者に限定している。

- ① 工学、自然科学の学位取得者、あるいは他の分野の大学卒業者
- ② 特許法が公布された 1989 年 11 月以前に少なくとも 2 年以上特許出願事務・審査等の経験を有する者
- ③ 登録料 50 万ルピアを支払った者、本規則が施行された 1991 年 6 月 11 日以降半年以内に特許代理人としての登録手続を行った者

現在 43 人が特許代理人（IP コンサルタント）として登録されている（法務大臣認可）が、2003 年に特許出願手続を実際に行った代理人は、そのうち 30 名である。

特許代理業務を業として行う場合、特許代理人の資格が必要であるが、商標出願業務等については、誰でも代理業務を行うことができる。

なお、改正特許代理人制度のドラフトが 2003 年 10 月に提出され、試験制度を導入した新制度が計画されている。

(f) 知的財産権関連団体

- ① インドネシア知的財産権協会；IIPS (Indonesia Intellectual Property Society)

本部はジャカルタ、1996 年 11 月に設立され、知的財産権の啓蒙・普及及び知的財産権関係の人材育成を目的としている。

1991年6月に弁理士会（Indonesia Patent Attorney Association）が設立されたが、現在活動実績はない。会員はすべて知的財産権協会に加盟している。

## ② IP クリニック

知的財産権に関する啓蒙・普及活動、特にセミナー等の開催を通じた人材育成及び知的財産権と地場産業の連携を図り、地域経済の活性化を目的として設立された。活動拠点として、各地域の国立大学に IP クリニックを設立した。JETRO (JODC) の協力により、4 大学にインターネット環境を整備し、知的財産権情報の検索等の指導を実施した。

## ③ その他の知的財産権関連団体

知的財産権関連の協会 23 団体、政府機関 31 機関および IP センター 89 箇所の詳細リストは別添資料のとおりである。

# V. 知的財産権総局（DGIPR）における IT 化の現状

## (1) DGIPR の IT 化協力の経緯

1999年4月、TRIPs協定の要件に適合する実効性ある知的所有権行政を行うことを目的に、インドネシア政府から日本に対して協力要請（JICA開発調査案件）があった。

要請の内容は、DGIPRの審査及び事務処理の合理化、コンピュータシステムの構築、情報サービス開設等の総合的情報システム構築に関するものであった。

上記要請を受けて2000年1月、JICAのプロジェクト形成基礎調査が実施されたが、調査の結果、DGIPRでは、世界銀行のプロジェクトが進行していることが明らかになり、その進捗状況及び結果を判断しつつ、引続き検討することとなった。

世界銀行のプロジェクトは当初計画から大幅に遅れ、2001年5月、フェーズⅠ（事務処理システムおよび機材の設置等）の契約がTexascom社と締結された。しかし、2002年3月からの業務システム稼働予定がさらに遅れ、実際には2003年5月にシステム開発が完了した。また、フェーズⅡ（知的財産権電子図書館、地方とのネットワーク構築）は、契約が不調となり、2002年12月キャンセルとなった。

2003年4月、日本に対する新たな協力要請手続きがなされたが、インドネシア政府内の手続に不備があり、2004年2月現在正式要請はまだ行

われていない。要請の主な内容は、電子図書館（IPDL）の構築、地方支局とのネットワークの構築及び人材育成である。

## （２） 世界銀行による支援の内容

知的財産権事務処理、審査業務のコンピュータ化

### a. 業務効率化のためのソフトウェア開発

世銀プロジェクトにより開発したシステムがカバーしている業務の範囲は、出願の受理、方式審査、公報発行、実体審査、審判及び登録までの事務処理業務（DGIPR 内のネットワーク化を含む）であり、その対象は、特許、商標、産業意匠、著作権、半導体集積回路及び営業秘密の 6 分野である。また、バックログデータの移行も業務範囲となっている。

開発した業務システムは、2003 年 5 月に納品され、9 月にリリースされたが、未だシステムの改善要望が出されており、開発を担当した Texascom 社はその対応に追われている。そのため、本格的な稼動には至っていない。ソフトウェアの保証期間は 3 ヶ月となっているが、現在もなおシステム改造を実施中である。また、システム設計書は納品されたものの、その内容は不十分であり、かつ最新版となっていない。

現在のシステム利用状況は、商標バックデータ（30 万件）の新 DB への移行（24 名の臨時職員を配置し、登録原簿をもとに不正データの修正、不足情報および商標見本イメージ（300dpi）の追加）、新出願の書誌データ入力（特許 30 件/日、商標 150 件/日、意匠・著作権 20 件/日、窓口受付時間は 9:00～14:00）、方式審査（方式チェック、通知書作成）が中心であり、公報作成（ただし、意匠 A 公報は新システムが稼動）、実体審査、登録等の業務までは利用が進んでいない。したがって、すべての部署に PC 等は配置されているものの、未だ旧システムを使用している部署が多い。

また、新システムのエンドユーザ研修は実施されているが、実機によるトレーニングのみで、ユーザガイダンス等のマニュアルは存在しないため、システム担当者はユーザからの問い合わせ等トラブル対応に奔走している。

### b. DGIPR 内のコンピュータ機器及びネットワークの構築

サーバ 7 台、PC 270 台（一人 1 台を実現）、15 台ノート PC、スキャナ 6 台、プリンタ 12 台等（詳細は機材リスト参照）。保証期間は、3 年となっている。

この事務処理システムは、Web ベースの 3 層構造で構築されており、オ

ペレーションシステムはLinuxを、データベース(DB)はOracle9iを採用し、プログラムはJavaとJSPで作成されている。システム構築にあたっては、標準的な技術が採用されており、今後の拡張性について特段の問題は見当たらない。

7台のサーバの内、1台はバックアップサーバとして設置されており、DBサーバのミラーの役割を果たしている。また、DLT装置も導入されておりデータのバックアップ処理が行われている。しかし、外部媒体へのデータバックアップは週1回しか実施されておらず、外部保管も行われていないことから、十分なデータ管理が実施されているとは言い難い。

また、DGIPR内ネットワークは、ファイアウォールを経由してインターネットと接続されているが、そのセキュリティ対策については未調査である。なお、通信回線速度は128kbps(上り、下り)のISDN回線であるが、転送速度の保証値はない。

- c. 電力供給設備の増強、空調設備の導入、サーバ室及び研修室の改装  
UPSはサーバのみに設置されており、約2時間の非常時電力供給が可能である。

サーバ室の入室にはドアに設置されたキーボードから暗証番号の入力が必要であるが、比較的容易に入室でき、また各サーバにはIPアドレスが表記されているなど、サーバセキュリティの認識はあまり高くないと思われる。

また、研修室は、現在商標バックデータの移行作業のために使用されている。

### (3) 情報技術局の業務

DGIPRの情報技術局は、2001年5月に設置され、4つのセクションに16名の職員が配置されている。総務を担当するAdministrationのほか、システム開発、DB管理を担当するSystem Development、外注委託(Outsourcing)、IT研修、ホームページ管理、システム運用を担当するProcess Development、ハードウェア管理、ネットワーク管理、データ管理を担当するSystem Supportにそれぞれ3名のスタッフが配属されている。

しかし、現在の体制はシステム運用業務が3つのセクションで分担されており、責任が明確になっていない等の問題が見受けられる。また、旧システムの運用管理、新システムへの業務切り替え、新システムの運用および維持管理、システム改善等の業務に追われて十分な対応ができない等、過渡期であることを考慮しても安定的な運用管理体制が整っているとは言い難い。

現在、DGIPR はホームページのリニューアルを実施しており、内容の充実化に努めている。新ホームページでは、知的財産権情報（特許、商標、産業意匠、著作権の法令集、申請手続、統計など）を電子化し、インターネットを通じてそれら情報の提供を行っているが、IPDLの基本機能は有していない。また、サーバはTelkom社のサービスを使用し、情報技術局の担当者が毎週内容の更新を行っているが、IPDLを構築するには、データ量とアクセス量に見合った設備が必要になると思われる。

今回のプロジェクト形成基礎調査に関係する部分として、以下の課題や問題点を確認した。

#### a. 公報情報の提供

現在 DGIPR は、特許、商標、産業意匠、著作権の公報を毎週印刷発行しており、公衆閲覧室での閲覧のほか、地方局、国立大学に無料配布して知的財産権情報の提供を行っている。しかし、発行部数は極めて少なく、また内容も書誌情報、要約および代表図面のみであり、特許請求項、明細書など公報に必要な情報が掲載されていない等、十分な情報提供が行われているとは言い難い。

さらに、公報 B（登録公報）の発行には滞貨があり、商標は 3 年遅れで発行され、著作権は 1997 年以降発行されていない。原因は登録情報公報のための印刷費等の予算不足とのことである。新システム導入後は、電子図書館を通じた公報について、方法を検討することが必要になる。

なお、発行済みの公報データは、外注委託（LIPI：科学技術院）により CD-ROM に作成されているとのことであるから、このデータをもとに IPDL のコンテンツとして採用することが可能であると思われる。

#### b. 審査経過状況の照会（Legal Status）

DGIPR の外部ユーザ（IP コンサルタント及び出願人、権利者）は、審査状況および結果の確認、権利状況の確認などが容易に照会できる機能を求めている。

新システムは、各処理段階のステータスを管理する機能を有しており、正確なデータが適宜入力されれば、蓄積したデータをもとに情報を提供することが可能である。

また、バックデータについても、旧 DB（MS-SQL サーバおよび Access）から新 DB へのデータ移行を実施しており、データ移行処理が完了すれば、特許、商標は 1991 年以降の出願データ（ただし、2001 年～2003 年の商標は現在未入力）、産業意匠は 2001 年以降のデータが新 DB に蓄

積され、2003年9月（商標は2004年1月）以降のアップデートと合わせて利用可能となる。

しかし、現在、知的財産権情報はインドネシア語でデータ蓄積しており、外国人がその内容を理解するためには、英語翻訳（例えば、Trans Tool）等の自動翻訳ソフトの活用が必要となる。

c. 簡易検索機能

新システムには簡易検索機能（出願番号、出願日、出願人名、国際分類、文字商標）が付加されているが、IPDLにも同程度の機能のほか、登録番号等の各種番号、出願日、公開日等の各種日付、フリーキーワード等の検索キーが必要であると思われる。また、特許文献番号等のパテントファミリー情報の検索も重要な機能である。

d. DGIPR と地方支局とのオンラインの接続

DGIPRの地方局は30支局あり、出願の受付も行っているが、5支局は新たに開設された支局であり、その他の支局も知的財産権情報が十分に行き渡っておらず、知的財産権の知識も不足しているとのことである。そこで、DGIPRはシステム化計画の3番目として、専用の回線を使用した地方局とネットワーク構築を計画し、その協力を要請している。なお、主要地方局は、Medan、Surabaya、Makassar等16支局とのことである。

インドネシアにおけるIT通信状況は、急速に発展しているもののサービス範囲が限定されていたり、回線費用が高い等の課題が残されている。ISDNは主要都市のビジネス街ではサービスが提供されているが、ADSLはジャカルタのビジネス街のみの利用が可能となっているだけである。また、VPNの市場は年々拡大しており、通信コスト削減のため導入する企業も拡大傾向にある。なお、銀行などの全国展開が必要な業種は、衛星通信サービスを利用している。

(4) IT研修の現状

IT研修については、世銀プロジェクトの一環として実施されており、5～10数名の職員が研修コースごとの一週間程度参加している（2002年は6コース、2003年は4コース実施）ほか、日本特許庁での情報化・機械化研修にも毎年参加している。しかし、世界銀行プロジェクトが完了したため、来年度以降の研修が継続して行われるかは未定である。

## VI. 今回協議結果

先方 DGIPR は、電子図書館の構築、地方事務所とのネットワーク化を中心としたシステム開発および人材育成について要望を持っているが、協議の結果、開発調査として実行可能な内容として、以下を合意した。

### 1. 本格調査の案件名

The Study on Intellectual Property Rights Administration through Utilization of Information and Communication Technology in the Republic of Indonesia

### 2. 調査目的および活動内容

a. 目的：知的財産権行政のための IT 活用能力の向上

b. 内容

(1) IT 活用による知的財産権行政改善に係る政策提言

(2) パイロットシステムとしての電子図書館開発

(3) DGIPR 地方支局、知財関係機関及び一般への情報普及を行うためのパイロットシステム構築

(4) DGIPR 職員の IT 活用及びコンピュータシステム維持管理のための人材育成事業の実施、及び、さらなる人材育成のための政策提言

### 3. 調査の範囲

本格調査は前半、後半の 2 つのフェーズに分割して実施する。

フェーズ 1 では、インドネシアの知的財産権行政一般の情報収集、電子図書館、情報提供などのコンピュータシステム基本設計、人材育成事業に関する基本検討等を行い、フェーズ 2 において、パイロットシステムの構築、人材育成事業の実施、政策提言の策定を行う。

フェーズ 1 においては、以下の項目を含む。

(1) 現状のレビュー（以下）

(1-1) コンピュータシステムを含む現状の知的財産権審査手続きのレビュー。知的財産権として、特許、商標、工業意匠、集積回路配置図、著作権、営業秘密が含まれる。

(1-2) 知財行政に関し、DGIPR 本部、地方支局、他省庁や大学等関連機関、特許代理人の役割について詳細なレビュー。

(2) パイロット IPDL の基本設計検討

上記 (1-1) に云う各種知的財産権に知財関連法・制度を加えた電子図書館

の基本設計を行う。既存の電子データの活用、紙の状態で保存されているデータ活用の可能性も合わせて検討し、外部からのアクセスを考慮した設計を検討する。

(3) DGIPR 本部での審査手続きモニタリングのためのシステム設計を検討する。

(4) IT 活用技術およびコンピュータシステム維持管理能力向上のための人材育成事業の計画を検討する。

フェーズ2においては、フェーズ1の検討結果の実行およびIT活用による知的財産権行政改善に係る政策提言、IT活用・システム維持管理のための人材育成のための政策提言を行うが、フェーズ1終了時に日・伊双方がフェーズ2で行われる内容を十分精査し、合意した上でフェーズ2へ進むこととした。

#### 4. そのほか

今回の協議では、S/W案もミニッツに添付し、その内容も合意した。

## VII. 調査団所管

今回の調査においては、法務人権省知的財産権総局がBAPPENASに提出済みの要請書案(TOR)に基づき対処方針を検討した。同TORにおいては、知的財産権電子図書館(IPDL)、電子図書館情報の地方事務所への発信を核とするシステム開発とIT人材の育成という内容であったが、我が方の方針は、知的財産権行政の拡充はインドネシアの投資環境改善に向けた重要な施策の一つであることから、実施可能な内容であれば、開発調査の一環でIPDLを中心としたシステム開発および具体的な人材育成活動を実施することとしていた。

先方作成済みのTORにはVPNやインターネット・バックボーン接続など高額な経費を伴うインフラの活用という面があり、先方が必要としている行政サービスの内容を十分確認し、実現可能なTOR案とするべく協議を行うことが必要とされた。

また、今回の調査では、開発調査の範囲ということだけでなく、既存のシステムとの接続が必要となるため、技術的な確認もあわせて行った。

調査の結果としては、既存のシステムとのハードウェア的な接続は問題がないこと、高額な経費が必要なインフラ活用への言及は一切なく、DGIPRにおいて運用経費負担が可能な範囲のシステムとしたい発言が先方からあったこと、他省庁や知的財産関連機関、一般に対して広く情報を提供していきたいとの意志が明確であることなどが把握され、採択を検討するために必要な情報が集め

られたものとする。

先方とは開発調査の具体的な TOR 案について協議を行い、その内容は、既存のシステムに蓄積された情報に基づいた IPDL 構築、インターネットを介した知的財産情報の外部からの検索、法務人権省地方事務所への情報提供等のシステム開発、右システムの活用と維持管理のための人材育成活動であり、開発調査を大きく二つのフェーズに分割し、前半のフェーズでは、開発すべきシステムや人材育成活動の基本計画を策定し、後半のフェーズで実際のシステム開発と人材育成を行うこととして協議を行った。

これについて、インドネシア側は概ね同意しているが、地方事務所への対応については、その内容をフェーズ 1 の中で十分に調査した上で、どのような協力を実施するか双方が協議して決定することとした。DGIPR 側としては、なるべく広い範囲で地方事務所をパイロットシステム構築の対象としたい意向であるが、当方は限られた資源で協力を行うことから、全てを対象とすることは難しいとの表明を行っている。地方事務所の扱いについては、本格調査開始後の注視が重要である。

今回のプロジェクト形成基礎調査を通じ、先方の知的財産権情報の普及に対する意志が極めて明確であり、各種権利出願人へのサービス向上や自らの事務処理能力の改善にとどまらず、全国レベルでの適正な法執行に向けた省庁間連携をも視野に置いており、協力の意義は十分高いと認められた。

## VIII. そのほか留意事項

### (1) 正式要請

正式要請はまだ出されていないが、DGIPR、BAPPENAS 二国間協力局・同法務セクター局、JICA 事務所との間で協議を行い、今回のプロ形調査の結果を踏まえて、DGIPR が BAPPENAS 二国間協力へ修正 TOR を提出すれば、BAPPENAS は日本大使館へ本件を開発調査案件として正式要請を行うことが確認された。DGIPR は早急に修正版 TOR を BAPPENAS へ提出するとしていた。

### (2) 世銀との関係

JICA 事務所長より、JICA と世銀との緊密な関係について紹介があった。また、JICA の知財 IT 化の基盤となるシステムの構築を支援した関係において、世銀との意見交換が必要とのコメントがあった。ドナーへの情報提供は重要であり、本格調査において、世銀関係者との間で意見交換することは必要と考えられるが、世銀スコープのシステムは現状において、いまだ請負業者がソフトウェアの手直し等の対応を行っている状況にあり、日本側スコープに影響を及

ばさない範囲での意見交換とするなど対応には工夫が必要と考えられる。

### (3) 政治

JICA 事務所長より、3 月中旬から国会議員および大統領選挙の動きが本格化するとの情報提供があった。本件への影響については、例えば、S/W の署名者である DGIPR 総局長とのアポイントメントが取りにくくなるかもしれないということや、選挙運動により本格調査団の市内の移動等に障害が出る可能性も否定できないことなどが現段階で上げられるが、実際には選挙が始まらなければ、具体的には把握できないとのことであった。

国会議員選挙運動は 3 月 11 日からで、投票は 4 月 5 日、開票の終了は予測困難との由。

大統領選については、5 月 1 日が正副大統領候補の決定、7 月に投票（直接選挙）であるが、一回では過半数を取る者が出ず投票は 10 月までに 3 回は行われると予想されている。

JICA 事務所では、選挙による業務への影響を分析し、東京へ報告するので十分注意して欲しいとのことであった。

## IX. 今後の予定

インドネシア国家開発企画庁（BAPPENAS）から日本大使館へ正式要請書が 2004 年 3 月中に提出されれば、4 月中に JICA 事務所長が先方 DGIPR 総局長との間で S/W を署名し、7 月中に第一次現地調査を実施し、本調査のフェーズ 1 を開始する。フェーズ 1 は 3 月までに結果を出し、フェーズ 2 の内容を決定後、2005 年 6 月までにフェーズ 2 調査団を派遣する。フェーズ 2 の実施期間は正味 1 年程度と考えているが、詳細はフェーズ 1 の結果から判断される。

以上

# 議事録

## 面談記録

### JICA 事務所

日時：2月22日（火）10：00～10：40

場所：JICA 事務所

出席者：辻次長、本間所員、遠藤専門家、調査団5名（計8名）

内容：調査団からの今回のプロ選調査の概要説明。ポイントは下記のとおり。

#### ●正式要請

・本件は相手側の手続き上の問題によりこれまで正式要請がなされていない。督促の意も込めて M/M 上に正式要請提出期限の目安等を記載することは適当か（調査団）。正式要請後に日本側で採択可能という確信があれば記載することに問題は無いと考えるが、協議をとおして相手側の疑問点等を解決し、正式要請を出しやすい環境を整えることが優先。調査団に任せる（事務所）。

#### ●システムのイメージ

・本件で開発するシステム（IPDL：電子図書館）のイメージは何か。また世銀が供与したシステムのフォローにかかる方針はいかがか（事務所）。システムのイメージは、現在蓄積されているデータを審査の進捗状況も含めて英語とインドネシア語によりウェブ上で閲覧できるもの。世銀システムに蓄積されているデータを別サーバー等にコピーして用いるため、世銀システムへのフィードバックはしない。したがって、世銀システムのフォローはしない方針。なお、世銀システムを受注した会社は、契約が終了した現在もサポート業務を行なっているとのこと。本件では相手側でメンテナンス出来るようになることが重要（調査団）。

### 知的財産権総局との協議

日時：2月22日（火）14：00～16：00

場所：知的財産権総局

出席者：

Ms. Priharniwati, Secretariat of Director General（Director レベル）

Mr. Moh Adri, Head of Sub Directorate of Process Development, Directorate of Technology and Information,（Deputy Director レベル）

Mr. Polman, Head of Sub Directorate of Supporting System (also Head of Sub Section of Administrative), ditto,（Deputy Director レベル）

Mr. Ronald Hutahaean, Head of Sub Directorate of Developing System, ditto,（Deputy Director レベル）

Ms. Corrie Naryati, Head of Sub Directorate of Cooperation, Directorate of Cooperation and Development of IPR,（Deputy Director レベル）

Mr. Yasmon, Chief of Section of International Cooperation, Sub Directorate of Cooperation, ditto,（Chief レベル（Deputy Director の下））

遠藤専門家、調査団5名（計12名）

内容：調査団からの M/M 案に基づく日本側が想定する協力の説明。ポイントは下記。

#### ●本格調査の範囲

・調査（Study）には、当方が希望するハードウェア、ソフトウェアの供与も含まれるのか。また地方事務所への供与も含まれるか（尼側）。本調査にはそれら及び人材育成が含まれる。地方事務所については、フェーズ1でその必要性を調査して規模を決める（調査団）。了解、なお、当方としても無駄な維持費を避けるためにもいくつかの地方事務所に絞りたい（尼側）。

・なぜ地方事務所との「Sharing System」が必要なのか（調査団）。主には情報の普及のため。未だに幾つかの地方事務所にはファックスしか設備が無く、そもそもインターネットとは何だか分からない地方事務所が多い。作業合理化のためにもコンピューターは必要（尼側）。インターネットが見られればいいのか（調査団）。そうだ（尼側）。

・現状調査対象の中に「IP related institutions/organizations」を含めてほしい。意味は、他省庁、警察、税関等のこと。なお、いくつかの大学では「IP management center」もある（尼側）。了解（調査団）。

・人材育成にかかる現状調査には地方事務所も含まれるか（尼側）。そうだ（調査団）。

・フェーズ1のアウトカムは「report」と「recommendation」と考えていいか（尼側）。そうだ（調査団）。

#### ●S/Wの便宜供与事項

・この便宜供与事項は他省庁等がJICAの協力を受ける際に署名するものと同じものか（尼側）。（経済調整大臣府と署名した貿易環境改善開発調査のS/W写しを手交の上）そうだ（調査団）。では問題ない（尼側）。

#### 知的財産権総局長表敬

日時：2月25日（水）13：30～13：50

場所：知的財産権総局長室

出席者：

Mr. Abdul Bari Azed, Director General

遠藤専門家、調査団5名（計7名）

内容：ポイントは以下のとおり。

・IPDL、知的財産権にかかる情報の公開、人材育成は重要だと考える。だから日本の協力は必要性が高い。また、インドネシアは島嶼国であり、それを考慮した情報システムが重要（DG）。

・本件の重要性を認識しており、BAPPENASからの早めの正式要請を待ちたい。なお、別途JICAが協力してきた「WTO キャパシティビルディング」のTRIPSにかかる活動の成果として、知的財産権にかかる法執行のための省庁横断的な委員会が設立されたことを高く評価している（調査団）。

#### 知的財産権総局との協議

日時：2月25日（水）13：50～14：30

場所：知的財産権総局

出席者：

Mr. Andy Noorsaman Sommeng, Director of Information Technology (Director レベル)

Ms. Priharniwati (前述、Director レベル)、Mr. Moh Adri (前述、Deputy Director レベル)、

Mr. Polman, (前述、Deputy Director レベル)、Ms. Corrie Naryati, (前述、Deputy Director レベル)、Mr. Yasmon, (前述、Chief レベル)

遠藤専門家、調査団5名（計12名）

内容：前日に引き続きM/M案の確認。

#### ●M/Mの記載事項

・IPDLには「pilot」と記載されているが、この意味は何か（尼側）。知的財産権総局からの幾つかの要請のうち、日本側では人材育成や計画策定を含む開発調査としての協力が望ましいという考えに到り、そのためにはシステム供与には「pilot」という記述・考えが必要（調査団）。了

解（尼側）。

・調査対象・機材供与対象の地方事務所はフェーズ1で調査して決定するというのでよいか（尼側）。そうだ（調査団）。

#### 国会開発企画庁

日時：2月27日（金）10：00～11：30

場所：国家開発企画庁

出席者：

Mr. Cholifihani, Officer, Directorate of Bilateral Foreign Financing

Mr. Toto, Officer, Directorate of Laws and Human rights

Mr. Moh Adri（前述、Deputy Director レベル、DGIPR）、Mr. Polman,（前述、Deputy Director レベル、DGIPR）

本間所員、Juni 所員、遠藤専門家、調査団4名（計11名）

内容：正式要請の手続きにかかる協議。ポイントは以下のとおり。

##### ●正式要請にかかる現状認識

・既にDGIPRからは2つの要請があり、1つめは管理強化の技プロ案件、2つめはシステム開発の無償案件である。1つめは2004年案件、2つめは2005年案件で日本に要請する予定（BAPPENAS）。2つめに関し、2003年11月に協議した際には、無償案件では無く開発調査案件であることを確認したはずだが（調査団）。DGIPRからのTORを読むと、機材を中心とした無償案件である（BAPPENAS）。開発調査の考え方が変わってきており、例えば（現在インドネシアで実施中の）WTO キャパビルではシステムを供与・開発している（所員）。ソフトウェアの開発は無償では困難であり、逆に開発調査である（調査団）。

##### ●今後の対応：

上記の議論を踏まえ、以下のとおり合意した。

・DGIPRが、BAPPENASに提出済みのTORを変更し、再提出する。具体的には、案件名に「Development Study of～」等を追記し、かつTORの内容を今回の調査団とDGIPRの協議を踏まえて簡素化する。なお、再提出する際には、DGIPRから直接BAPPENAS（セクター担当局）に送付することとし、CCで法務人権省、JICA事務所等に送付する。その後、BAPPENAS（セクター担当局）は1ヶ月を目処に、1999年の正式要請の改訂版として日本大使館に対して要請する。

#### 日本大使館

日時：2月27日（金）14：00～14：30

場所：日本大使館

出席者：岸本一等書記官、遠藤専門家、調査団4名（計6名）

内容：調査団からの今回の調査結果の報告。日本側の協力案である電子図書館に必要なコンテンツは世銀システムに蓄積されていること、一方で未だ本格稼働とは言えないこと、なお登録状況の広報資料は少数かつDGIPRの地方事務所及び大学にしか印刷・配布されておらず、インターネットを介して登録情報を普及する電子図書館の意義は高いと言えること等を報告した。

#### JICA事務所

日時：2月27日（金）15：30～16：30

場所：JICA事務所

出席者：加藤所長、辻次長、本間所員、遠藤専門家、調査団4名（計8名）

内容：調査団からの今回の調査結果の報告。主なポイントは下記。

●世銀との情報交換

・本件は世銀が実施した成果を引き継ぐとも言えることから、特段の懸念が無い限りは、次回調査の際に情報交換をすべし。世銀とは週に1度程度情報交換をして関係が深いことも理由としてある（事務所）。特段の懸念は無く、次回調査の際にそうしたい（調査団）。

●その他の懸念事項

・機材供与を含むのか（事務所）。含む。フェーズ1で仕様等を決めるため現時点で詳細は決められないが、銘柄指定はしない予定。なお、現地の会社を開発を含めた調達が出来れば望ましい。なお、人材育成として維持管理能力の向上を行う（調査団）。維持管理は非常に重要であり必ず入れてほしい（事務所）。

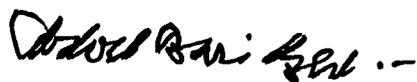
・S/Wの署名について、4月上旬は選挙があるため難しいだろう。また5月上旬には大統領候補が決まるため、その後も情勢が怪しくなる（事務所）。開始時期の都合、4月を目安にS/W署名をしたい。署名のために本邦から調査団を派遣するか、または事務所に依頼するかは後々相談したい（調査団）。

## 先方との討議議事録

Minutes of Meeting  
Of  
The Project Formulation Study  
On  
Intellectual Property Rights Administration  
In  
The Republic of Indonesia

Agreed upon between  
The Directorate General of Intellectual Property Rights  
And  
Japan International Cooperation Agency

Jakarta, February 26, 2004



Mr. Abdul Bari Azed  
Director General of Intellectual  
Property Rights,  
Ministry of Justice and Human  
Rights,  
The Republic of Indonesia



Mr. Katayama Hiroyuki  
Leader of the Project  
Formulation Team,  
Japan International Cooperation  
Agency,  
Japan

The Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") dispatched a Project Formulation Study Team headed by Mr. Hiroyuki Katayama from 15<sup>th</sup> to 27<sup>th</sup> February 2004 (hereinafter referred to as "the Team") for the project formulation on intellectual property rights administration in the Republic of Indonesia.

The Government of Indonesia (hereinafter referred to as "GOI") is preparing an official cooperation request to the Government of Japan on the development of information technology infrastructure for intellectual property rights administration.

The Team and the representatives of the Directorate General of Intellectual Property Rights, the Ministry of Justice and Human Rights, the Republic of Indonesia (hereinafter referred to as "DGIPR") had a series of discussions on the cooperation for intellectual property rights administration, and this document sets forth the main points agreed in the discussions.

#### I. Procedure for the application

The Team explained that it should take at least three months to start after the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") receives the official application form for Japan's development study from the Government of Indonesia and decides its implementation.

#### II. Terms of Reference of the development study (hereinafter referred to as "the Study")

Both parties agreed the contents of terms of reference of the Study as described below:

##### 1. Name of the Study

The Study on Intellectual Property Rights Administration through Utilization of Information and Communication Technology in the Republic of Indonesia

##### 2. Purpose of the Study

The objective of the Study is to support the Government of Indonesia to

enhance its ICT (information and communication technology) utilization capability for intellectual property rights administration.

In order to pursue this objective, the Study will include;

- (1) Policy recommendation on improvement of intellectual property rights administration through utilization of ICT,
- (2) Development of pilot computerized system of Intellectual Property Digital Library (hereinafter referred to as "IPDL"),
- (3) Development of pilot system for the distribution of the intellectual property information to the regional offices of DGIPR, related experts and the public, and
- (4) Capacity building activities for the utilization of ICT and system maintenance related to intellectual property rights administration, and policy recommendation for further human resource development.

### 3. Scope of the Study

The Study would be implemented in two phases: Phase 1 and Phase 2.

Phase 1 shall cover the stages from overall review of present system and situation on intellectual property rights administration in DGIPR up to basic design of the pilot IPDL, consideration on information sharing system, and capacity building plan for the utilization of ICT

Phase 2 shall include the policy recommendations, the development of the pilot IPDL, and capacity building activities based on the result of the Phase 1.

Before the Study goes on to Phase 2, DGIPR and JICA shall confirm the successful completion of Phase 1, and the both parties shall mutually agree the detailed scope of Phase 2.

In Phase 1, the Study shall cover the following items;

- (1) Review of the present situation
  - (1-1) Review of the present administration and examination processes including computer systems for each category of intellectual property rights in DGIPR such as patent, trademark, industrial design, layout design of

integrated circuit, and copyright and related rights.

(1-2) Review of the role of the head quarter, regional offices of DGIPR, IP related institutions/organizations and IP consultants

(1-3) Review of the present human resource development activities on ICT related to intellectual property rights administration in DGIPR, identification of problems and necessary developments

(2) Basic design of the pilot IPDL system

(2-1) Basic design of intellectual property rights database including information on patent, trademark, industrial design, layout design of integrated circuit, copyright and related rights, and intellectual property laws/regulations.

(2-2) Basic design on data utilization system of existing electronic information and also paper document information

(2-3) Basic design of IPDL information access from outside of DGIPR

(3) Consideration on basic design on information sharing system between the head quarter of DGIPR and regional offices

(3-1) Basic design of the system for remote monitoring of progress of examinations of applications in the head office of DGIPR from regional offices

(4) Basic design for the capacity building program for human resource development of ICT for intellectual property rights administration and system maintenance

Note: In Phase 1, regarding the basic design of the system, its sustainability and feasibility shall be strictly verified, such as that if the running cost of the system can be maintained by the DGIPR.

Draft scope of Phase 2 is as follows;

(1) Development of the pilot IPDL including both hardware and software based on the result of the Phase 1.

(1-1) Detailed design

(1-2) Pilot IPDL development

(2) Implementation of capacity building activities on ICT for intellectual property rights administration and system maintenance based on the result of Phase 1.

(3) Policy recommendations on further utilization of ICT and human resource development for DGIPR.

### III. Others

#### 1. Project site for the pilot IPDL

The pilot IPDL shall be developed in the head office of DGIPR. Several regional offices shall be selected for the test run of the pilot IPDL.

#### 2. Draft of the Scope of Work

The representatives of DGIPR and JICA shall sign the Scope of Work (S/W). The Team and DGIPR agreed the draft of S/W as attached hereto.

#### 3. Disclosure of the final report

The final report of the Study shall be opened to the public.

Attachment

[Draft]  
Scope of Work  
For  
The Study on Intellectual Property Rights Administration  
through Utilization of Information and Communication  
Technology  
In  
the Republic of Indonesia

Agreed upon between  
The Directorate General of Intellectual Property Rights  
And  
Japan International Cooperation Agency

Jakarta, , 2004

Mr. Abdul Bari Azed  
Director General of Intellectual  
Property Rights,  
Ministry of Justice and Human  
Rights,  
The Republic of Indonesia

Japan International Cooperation  
Agency,  
Japan

## **I. Introduction**

In response to a request of the Government of the Republic of Indonesia (hereinafter referred to as "GOI"), the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") has decided to conduct the Study on Intellectual Property Rights Administration through Utilization of Information and Communication Technology in Indonesia (hereinafter referred to as "the Study") in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Accordingly, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programs of GOJ, will undertake the Study in close cooperation with the relevant authorities concerned of GOI.

On behalf of GOI, the Directorate General of Intellectual Property Rights of the Ministry of Justice and Human Rights (hereinafter referred to as "DGIPR") shall act as the counterpart agency to the Japanese Study Team (hereinafter referred to as "the Team").

The present document sets forth the scope of work for the Study.

## **II. Objective of the Study**

The objective of the Study is to support the Government of Indonesia to enhance its ICT (information and communication technology) utilization capability for intellectual property rights administration.

## **III. Study Area**

Study activities shall be implemented in the head quarter of DGIPR and its

regional offices.

#### IV. Scope of the Study

The Study would be implemented in two phases: Phase 1 and Phase 2.

Phase 1 shall cover the stages from overall review of present system and situation on intellectual property rights administration in DGIPR up to basic design of the pilot IPDL, consideration on information sharing system, and capacity building plan for the utilization of ICT

Phase 2 shall include the policy recommendations, the development of the pilot IPDL, and capacity building activities based on the result of the Phase 1.

Before the Study goes on to Phase 2, DGIPR and JICA shall confirm the successful completion of Phase 1, and the both parties shall mutually agree the detailed scope of Phase 2.

In Phase 1, the Study shall cover the following items:

- (1) Review of the present situation
  - (1-1) Review of the present administration and examination processes including computer systems for each category of intellectual property rights in DGIPR such as patent, trademark, industrial design, layout design of integrated circuit, and copyright and related rights.
  - (1-2) Review of the role of the head quarter, regional offices of DGIPR, IP related institutions/organizations and IP consultants
  - (1-3) Review of the present human resource development activities on ICT related to intellectual property rights administration in DGIPR, identification of problems and necessary developments
  
- (2) Basic design of the pilot IPDL system
  - (2-1) Basic design of intellectual property rights database including

information on patent, trademark, industrial design, layout design of integrated circuit, copyright and related rights, and intellectual property laws/regulations.

(2-2) Basic design on data utilization system of existing electronic information and also paper document information

(2-3) Basic design of IPDL information access from outside of DGIPR

(3) Consideration on basic design on information sharing system between the head quarter of DGIPR and regional offices

(3-1) Basic design of the system for remote monitoring of progress of examinations of applications in the head office of DGIPR from regional offices

(4) Basic design for the capacity building program for human resource development of ICT for intellectual property rights administration and system maintenance

Note: In Phase 1, regarding the basic design of the system, its sustainability and feasibility shall be strictly verified, such as that if the running cost of the system can be maintained by the DGIPR.

Draft scope of Phase 2 is as follows:

(1) Development of the pilot IPDL including both hardware and software based on the result of the Phase 1.

(1-1) Detailed design

(1-2) Pilot IPDL development

(2) Implementation of capacity building activities on ICT for intellectual property rights administration and system maintenance based on the result of Phase 1.

(3) Policy recommendations on further utilization of ICT and human resource development for DGIPR.

## V. Work Schedule

The Study will be carried out in accordance with the attached tentative schedule.

## VI. Reports

JICA shall prepare and submit the following reports in English as official reports, DF/R and F/R in Indonesian as references, to the GOI respectively in Phase 1.

- (1) 30 copies of the Inception Report (IC/R)  
(at the beginning of the Study)
- (2) 30 copies of the Draft Final Report (DF/R)  
(at the final stage of the Study)
- (3) 30 copies of the Final Report (F/R)  
(after completion of the Study)

## VII. Undertaking of the Government of Indonesia

1. To facilitate smooth conduct of the Study, GOI shall take the necessary measures:

- (1) To secure the safety of the Japanese Study Team (hereinafter referred to as "the Team");
- (2) To permit the members of the Team to enter, leave and sojourn in Indonesia for the duration of their assignment therein, and exempt them from alien registration requirements and consular fees;
- (3) To exempt the members of the Team from taxes, duties, fees and any other charges on equipment, machinery and other materials brought into, and out of, Indonesia for the conduct of the Study;
- (4) To exempt the members of the Team from income tax and charges of any kind imposed on, or in connection with, any emoluments or allowances

paid to them for their services for the implementation of the Study;

- (5) To provide necessary facilities to the Team for remittance as well as utilization of the funds introduced into Indonesia from Japan for the implementation of the Study;
- (6) To secure permission for entry into all areas concerned for the implementation of the Study;
- (7) To secure permission for the Team to take all data and documents related to the Study out of Indonesia; and
- (8) To provide medical service as needed. Its expenses will be charged to the members of the Team.

2. GOI shall bear claims, if any arise, against the member of the Team resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their duties in the implementation of the Study, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the members of the Team.

3. DGIPR, in collaboration with relevant authorities, shall act as the counterpart agency to the Team and also as a coordinating body in relation with other governmental and non-governmental organizations concerned for the smooth implementation of the Study.

4. DGIPR shall, at its own expenses, provide the Team with the followings, in cooperation with other relevant organizations.

- (1) available data and information related to the Study
- (2) counterpart personnel
- (3) suitable office space with necessary equipment in the head quarter of DGIPR.
- (4) credentials or identification cards

## VIII. Consultations

Tentative Work Schedule of The Study  
For The Phase I (2004/2005)

	2004							2005		
Month	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec	Jan	Feb	Mar
Work in Indonesia										
Work in Japan										
Report		△ Ic/R						△ DF/R		△ F/R

Ic/R: Inception Report, DF/R: Draft Final Report, F/R: Final Report